条

埼玉県ひきこもり支援に関する条例をここに公布する。

^{行和四年三月二十九日}

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第十四号

埼玉県ひきこもり支援に関する条例

(目的)

第 することを目的とする。 るために 支援団体等 ۲ \mathcal{O} 要な事項 条 の役割を 例 は、 明ら を定めることにより、 S きこ カュ に Ł するとともに、 り /支援に関 安心 民間支援団体等に 基本理念を定め、 して支援を受けられる社会を実現 ょ 県 る支援を推進 \mathcal{O} 責務及 び 民 間 す

(定義)

第二条 この条 ころによる。 例 に おい て、 次の各号に掲げる用語 の意義 は、 当該各号に定め ると

民間支援団体等の ひきこも ŋ 支援 活 動 ひきこも に対する支援をい り状態 に あ う。 る者及び その 家族に 対する支援並 び に

わりを回避し ひきこも り状態 てい る 状態を 自宅又は自室に長期 う。 間閉 じこも り、 他 人 又 は 社会と \mathcal{O} カュ カコ

三 団体又は 民間支援団体等 個 人 をい う。 ひきこもり 状態 に あ る者及 びそ 0) 家族に 対 す る支援を 行 う

(基本理念)

第三条 ればならない ひきこも り支援 は、 ひきこも り 状 態 に あ る 者 \mathcal{O} 意思を尊 重 て 行 わ れ な け

2 必要に応じて社会との ひきこもり支援は、 かかわ ひきこもり ŋ をも 火態に てるよ あ る者及 う行 わ れ び な そ け \mathcal{O} ればな 家族 が 孤 5 な 立 L な 11 よう、

3 を受けられることを目指して行わ ひきこもり支援は、 ひきこもり状態に れ なけ あ れ ばな る者及びその 5 な 11 家族が身近な場所で支援

(県の責務)

第 四条 0 とり、 県は、 \mathcal{O} きこもり 前 条 に 支援に 定め る基本 関す る施策を総合的 理 念 次 条 12 お に V 実施するも T 基 本理念」 \mathcal{O} لح する。 لح 11 う。 に \mathcal{O}

2 に連携を図る 県は、 前項 ŧ の施策を実施するに当たっ \mathcal{O} とする。 て は、 市 町 村及び民 間支援団体等と相 互

(民間支援団体等の役割)

第 五条 民 間支援団体等は、 基本理念に \mathcal{O} 0 とり、 県 及 び 市 町 村と連携を図 ŋ な が

る。 らひきこもり状態にある者及びその家族に対する支援を行うよう努めるものとす

(民間支援団体等による支援の推進)

第六条 援を効果的に行うことができるよう、 県は、 民間支援団体等が ひきこもり 情 報 火態に \mathcal{O} 提供その ある 者及びその家族に 他必要な支援を行うものと 対 する支

2 支援に積極的に 県は、 ひきこも 取り組む民間支援団体等を周知するものとする。 ŋ 状態にある者及びその 家族が 必 要な支援を受け 5 れるよう、

(体制の整備)

第七条 の整備に努めるもの 県は、 ひきこも とする。 ŋ 支援に 関する施策 の総合的 な推進を図るため、 必 要な体

(財政上の措置)

第 八条 を講ずるよう努めるも 県は、 ひきこも のとする。 り 支援に関する施策を推進するため、 必要な財政上の 措置

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 ŧ のとす 県は、 社会状況の変化等を踏まえ、 必要に応じこの 条 例 に つ 11 て見直しを行う